

山口市上下水道局水道水健康危機管理対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市水道事業が供給する水道水(以下「水道水」という。)を原因として、市民の生命、健康の安全を脅かす事態が発生した場合、円滑、かつ迅速に対応するため、対策の基本的事項を定め、健康被害の発生予防及び被害の拡大防止等を図ることを目的とする。

(対象とする事象)

第2条 この要綱において対象とする事象は、次に掲げるものとする。

- (1) 水道原水及び水道水に係る水質異常
- (2) 水道施設等において生じた事故
- (3) 水道水を原因とする食中毒又は感染症の発生

(取水又は給水の停止)

第3条 前条に掲げるもののうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに取水を停止する。

- (1) シアン、水銀、カドミウム、農薬などの毒劇物等が混入したとき。
- (2) 工場、事業所等の排水に起因する薬品臭、腐敗性臭気が確認されたとき。
- (3) 地下水の原水濁度が異常に上昇したとき。
- (4) バイオアッセイの魚類に異常があったとき。
- (5) その他水質に異常があると確認されたとき。

2 前条に掲げる事象により、その供給する水道水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水道水が汚染されている旨を市民及び関係者に周知させる措置を講じる。

(対策本部の設置)

第4条 第2条に掲げる事象により、市民に大規模な健康被害が発生し、又は生命の安全を脅かす等重大な事態が想定される場合は、山口市上下水道局防災対策要綱に規定する非常時体制をとるとともに、その体制をもって水道水健康危機管理対策本部(以下「対策本部」という。)とする。

(業務)

第5条 対策本部は、次の業務を行う。

- (1) 関係機関等との連絡調整に関する事。
- (2) 被害の拡大防止及び再発防止に関する事。
- (3) 被害給水世帯の把握に関する事。
- (4) 原因の究明に関する事。
- (5) 水質検査に関する事。
- (6) 飲料水の確保に関する事。
- (7) 広報に関する事。
- (8) 原因が犯罪に関する疑いがある場合、警察機関との連絡調整に関する事。
- (9) その他対策に必要な事項に関する事。

2 対策本部での事務分掌及びその指揮者は別表第1のとおりとする。

(情報の収集及び伝達)

第6条 第2条に掲げる事象が発生した場合には、直ちにその状況把握に努め、速やかに山口健康福祉センターに連絡するとともに、厚生労働省健康局水道水質管理室に水道水等事故報告書(様式第1号)により報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表第2に掲げる関係機関に速やかに情報提供を行うものとする。

(水質の監視及び施設の巡視)

第7条 第2条に掲げる事象の発生を未然に防止するために、水質の監視及び施設の巡視点検を行う。

2 前項に定める水質の監視場所及び巡視点検箇所等は、別表第3のとおりとする。

(その他)

第8条 この要綱によるもののほか、必要な事項は上下水道事業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。